

バス利用者の利便確保等に関する行政評価・監視

<資料>

資料 1	バス停留所における掲示等の適正化	
(1)	名称等の掲示が不適切な停留所の例	1
(2)	運行系統が掲示されていない停留所の例	2
(3)	時刻表の掲示が不適切な停留所の例	4
(4)	設置場所が不適切な停留所の例	5
資料 2	路線バスと J R 列車との乗り継ぎの円滑化	
(1)	主要 3 駅におけるバス最終便と J R 列車との乗り継ぎが困難な例	6
(2)	3 駅以外の駅におけるバスと J R 列車との乗り継ぎが困難な例	7
資料 3	高齢者、身体障害者等の利便確保対策の推進	
(1)	低床バスの運行時刻の表示がない例	8
(2)	バスが高齢者、身体障害者が乗車しやすい位置に停車していない例	9
資料 4	バス運転者の勤務時間及び乗務時間関係の適正	
(1)	拘束時間が基準を超過している事例	10
(2)	勤務時間終了後 8 時間の休息時間を与えていない事例	10
資料 5	路線バスの利用に関する調査結果	11

名称等の掲示が不適切な停留所の例

【例 1】

名称が掲示されていない停留所の例



【例 2】

名称を掲示する看板の一部が破損しており、停留所名を正確に取り出すことができない停留所の例



運行系統が掲示されていない停留所の例

時刻	桜谷・市立病院 経由 雲山日文	桜谷・面影 循環	鳥取駅
6			
7		41	04 17
8	05 35 51	21	14
9		41	14
10		46	14
11		41	09 41
12		41	14 42
13	46	41	14
14		41	14
15		41	14 47
16	16	41	14
17		41	11 24
18		26	14
19		41	14
20		41	14
21	(乗り場は反対側)		

【例1】

鳥取市内を循環する路線で、一方向の行先を「鳥取駅」と記載し、反対回りの行先を「桜谷・面影循環」（終点は鳥取駅）と記載しているが、主な経由地が記載されておらず、時刻表を見ただけではバスが具体的にどの停留所を通過して鳥取駅に行くのか分からない。

【例2】

複数の路線が通過する停留所で、行先として「皆生温泉観光センター」、「新開」及び「ジャスコ」を記載しているが、時刻表を見ただけでは、バスが具体的にどこを経由するのか判読できない。

出発時間	行き先
6:23	
6:40	新開 (西回り)
6:59	新開 (西回り)
7:17	新開 (西回り)
7:39	皆生温泉観光センター
8:00	新開 (西回り)
8:23	新開 (西回り)
8:44	皆生温泉観光センター
9:00	新開 (西回り)
9:26	ジャスコ
9:58	新開 (西回り)
10:30	皆生温泉観光センター
10:58	新開 (西回り)
11:38	皆生温泉観光センター
11:48	産業体育館
12:18	新開 (西回り)
12:35	ジャスコ
13:17	産業体育館
13:46	新開 (西回り)
14:04	ジャスコ
14:37	皆生温泉観光センター
15:23	新開 (西回り)
15:56	ジャスコ
16:23	皆生温泉観光センター
16:45	新開 (西回り)

【参 考】

運行系統が掲示されている停留所の例

【例1 市立病院停留所】

運行系統ごとに当該停留所以降の主な経路地を経路として表示している。

日交バス通過予定時刻表【市立病院】

行先	末広路由 鳥取駅	駅南路由 鳥取駅	桜谷路由 鳥取駅	若 桜	八 坂	雲山 日交
7	31					
8	04 09	19		32	52	13.43.59
9	00 36	34			07	
10	39			52		
11	10 40			22		
12	56	24		42	02	
13	09 30			02		54
14	10 46			32	12	
15	20					24
16	10	59			32	
17	40				59	
18		19		02		

経路
 吉成二丁目 南中前 東富安 末広日交 農協会館前 鳥取駅
 吉成二丁目 南中前 富安 鳥取駅
 桜谷団地 東今在家 内吉方 末広日交 鳥取駅
 津ノ井 郡家駅前 安井 丹比駅前 宮原駅前
 津ノ井 若葉台 郡家駅前 安井 船岡 宮原駅前
 上野 数津 八坂 倉田(俣)

【例2 根雨原停留所】

運行経路（起点、終点及び主な経路地）を記載した時刻表を掲示している。

日/丸バス時刻表 停留所名 根雨原

江尾・根雨（日野病院） ゆき時刻表

7時42分

江尾 8時38分

9時30分

10時40分

12時35分

14時40分

15時40分

江尾駅止 16時33分

19時05分

江尾 印…土曜日、日曜日、祝日休止
 江尾 印…江尾駅・旧道経由(冬季は国道経由)

印…車椅子用スロープ付きバスで運行
 注…車両台換等の為、通常の車両で運行の場合があります

<日/丸バス 0859-32-2121> 平成17年10月1日改正

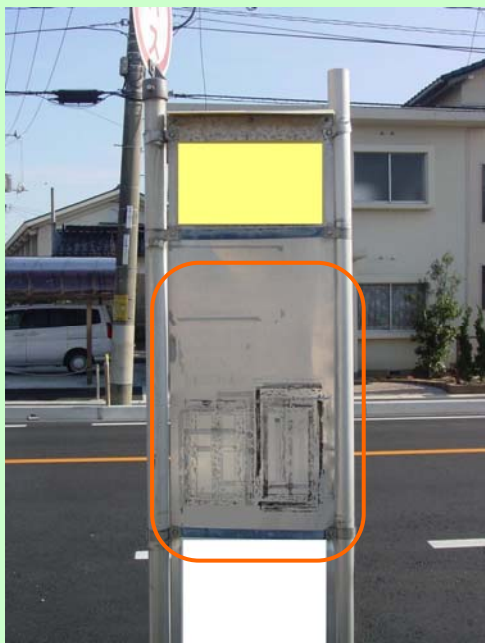
運行経路
 米子駅
 高島屋前
 日原
 永江団地入口
 岸本
 溝口
 佐川
 江尾
 武庫
 日野病院(終点)

【例3 城北団地停留所】

複数の路線が通過する停留所において、色別に運行系統（起点、終点及び主な経路地）を表示した運行系統（図）を掲示している。



時刻表の掲示が不適切な停留所の例



【例 1】
時刻表の掲示が行われていない停留所の例

【例 2】
当該停留所を経由する中央病院行きのバス 17 便のうち 7 便が記載漏れとなっており、時刻表に記載誤りがある停留所の例

バス 通過予定時刻表				
行先	砂丘・岩井温泉・蕨島 (中央病院・福部・網代)	北園団地	十六本松	中病
6			39	
7	10 30	23 58	02 12 32	49 30
8	20		09	52 00
9	10	03	39	00
10	00 50	03	29	10
11	20	03	09	52 00
12	10 50	03	39	30
13	30	03	32	10
14	10 50	03	19	52 00
15	35	03		49 20
16	20 40	03	29	52 10
17	00 20 50	03	29	52
18	30	03	22	52
19	40	13	29	
20	25	03	09	
21				

▼……低床バス運行 ※都合により車種が変更になる場合がございます。

凡例
 日印……日・曜日休止
 月印……月・曜日休止
 土印……土曜日休止
 学印……学校休日休止
 真印……真名経由
 力印……力名経由
 市印……市内部経由
 網印……中央病院経由
 蕨印……蕨川通り経由
 網代印……網代経由
 福部印……福部経由
 長谷横行(真名経由)

18.10.1 改正

設置場所が不適切な停留所の例

【例 1】

バスを待機し、又は、乗降する場所が狭い路側帯となっており、危険な状況となっている停留所



【例 2】

停留所が交差点に近接して設置されており、車両の交通の支障になるおそれのある停留所

主要 3 駅におけるバス最終便と JR 列車との乗り継ぎが困難な例

駅名	バス事業者名	乗り継ぎが困難と考えられる路線数（接続時間：-5分～2分）	乗り継ぎが困難となっている主な例			
			路線名	最終便	山陰本線	
鳥取	A社	4路線			上り	下り
			a-1	20:15 発	20:18 着 (-3分)	20:16 着 (-1分)
鳥取	B社	2路線			上り	下り
			b-9	19:00 発	19:00 着 (0分)	19:04 着 (-4分)
米子	A社	1路線			上り	下り
			a-11	17:30 発	17:31 着 (-1分)	17:30 着 (0分)
			(注) 山陰本線上りは、特急である。			
米子	B社	1路線			上り	下り
			b-10	21:01 発		20:59 着 (+2分)
倉吉	A社	1路線			上り	下り
			a-13	18:00 発	18:03 着 (-3分)	18:03 着 (-3分)
			(注) 山陰本線は、上り、下りともに特急である。			
倉吉	B社	1路線			上り	下り
			b-12	19:10 発	19:14 着 (-4分)	

(注) 当事務所の調査結果による。

3 駅以外の駅におけるバスと J R 列車との乗り継ぎが困難な例

駅名	バス事業者名	路線名	乗り継ぎが困難 と考えられる便 数(接続時間: -5分~2分)	乗り継ぎが困難となっている主な例		
				J R 着	バス 発	差 (分)
浜 村	B社	b-6	5 便	16:04 (J R 米子方面行)	16:00 (バス:鹿野方面行)	-4
大山口	A社	a-12	5 便	20:50 (J R 鳥取方面行)	20:50 (バス:大山寺方面行)	0
浦 安	B社	b-11	2 便	17:31 (J R 米子方面行)	17:30 (バス:野田方面行)	-1

(注) 当事務所の調査結果による。

低床バスの運行時刻の表示がない例

【例 1】バスターミナル

時刻	賀露線	湖山鳥大線	湖岸線	鹿野線
6	55			
7	15 38 55	8 20 30 35 40	布 医・美 45	医 00
8	05 35	00 20 25	08	15 45
9	05 35	10	25	55
10	05 35		55	45
11	05 35	30	45	
12	05 35	30		45
13	05 35	25 40	45	
14	05 35	25 28 30 58	15	55
15	05 35	08 20 45	25 55	
16	05 35	10 15 45	55	25
17	05 35	00 08 28 45 50	38	15 55
18	05 35	40	15	
19	05 35			15
20	05			
21	00			

鹿野線の 11 便（全便）は低床バスが運行されているが、低床バスの運行時刻の表示がされていない。

【例 2】停留所

行先	桜谷・市立病院	桜谷面影 循環	鳥取駅
6			
7		43	02 15
8	07 37 53	23	12
9		43	12
10		48	12
11		43	07 39
12		43	12 40
13	48	43	12
14		43	12
15		43	12 45

鳥取駅行きの 7 時 15 分発の便は低床バスが運行されているが、低床バスの運行時刻の表示がされていない。

【参考】低床バスには♥印が記載されている（○の箇所）。

バスが高齢者、身体障害者が乗車しやすい位置に停車していない例

【例 1】

バスが歩道に近づいて停車せず、歩道から直接乗車できない例



【例 2】

停留所の点字ブロックに車両の乗車口を合わせて停車していない例

拘束時間が基準を超過している事例

(単位：人、%)

事業者名	営業所	抽出した 4 週間	運転者数	基準を超過しているもの	b/a
			a	b	
A 社	鳥取営業所	H18.12.24	87	15	17.2
		米子営業所	H18.6.21～7.18	79	12
	H18.10.21～11.20		78	15	19.2
	H18.12.24～H19.1.20		78	12	15.4
	計		235 (延べ)	39	16.6
	計			322 (延べ)	54

(注) 当事務所の調査結果による。

勤務時間終了後 8 時間の休息時間を与えていない事例

(単位：人、%)

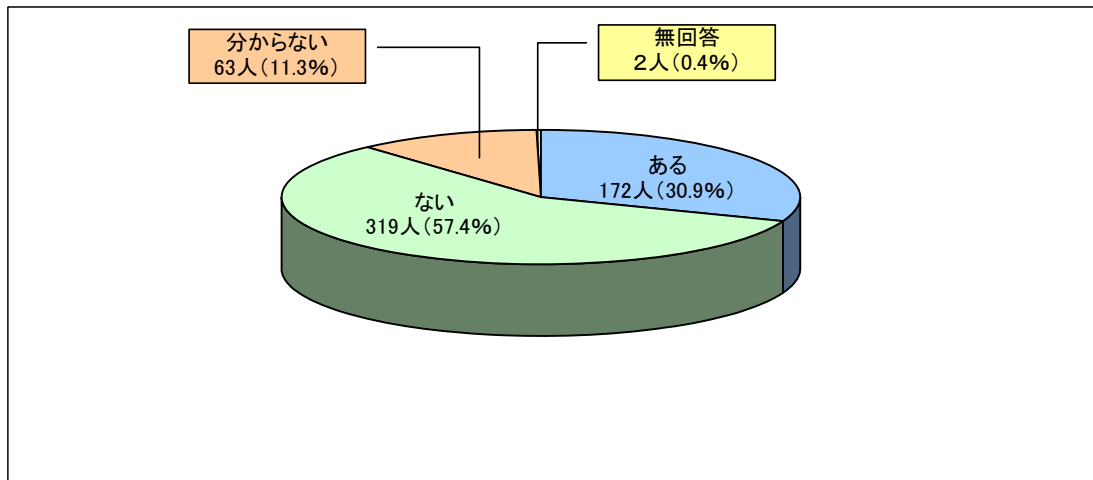
事業者名	営業所	抽出期間 (3 か月)	運転者数 (延べ数)	勤務後の休息 時間が 8 時間 に満たない者 の数 (延べ数)	b/a
			a	b	
B 社	鳥取営業所	H18.9.16 ～12.15	344	19	5.5
	米子営業所	H18.4.16 ～8.15	299	71	23.7
	合 計			643	90

(注) 当事務所の調査結果による。

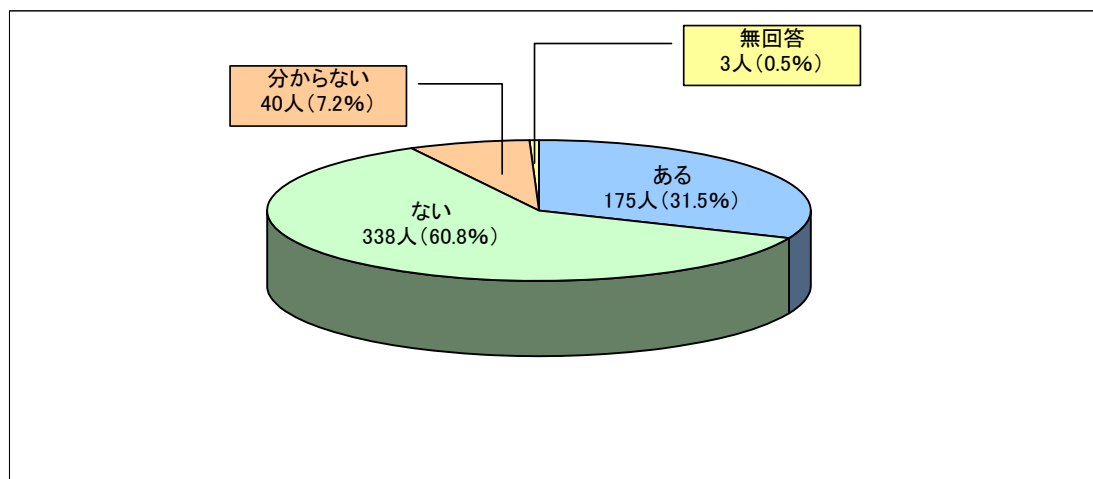
路線バスの利用に関する調査結果

資料5

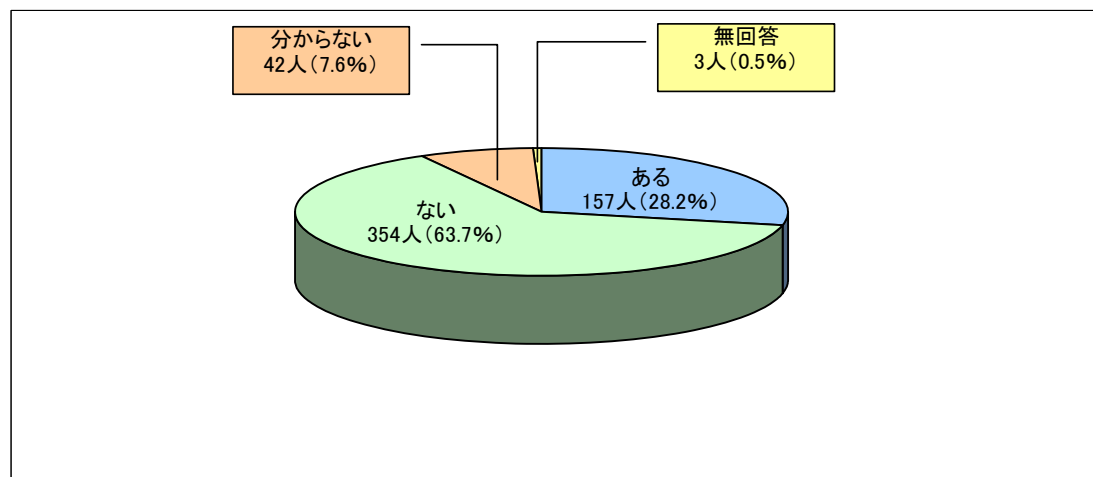
問1 バス停には、運行系統(路線図等)を掲示することとされていますが、運行系統の掲示がないため、どこを経由して行くのか分からないことで不便を感じたことがありますか。



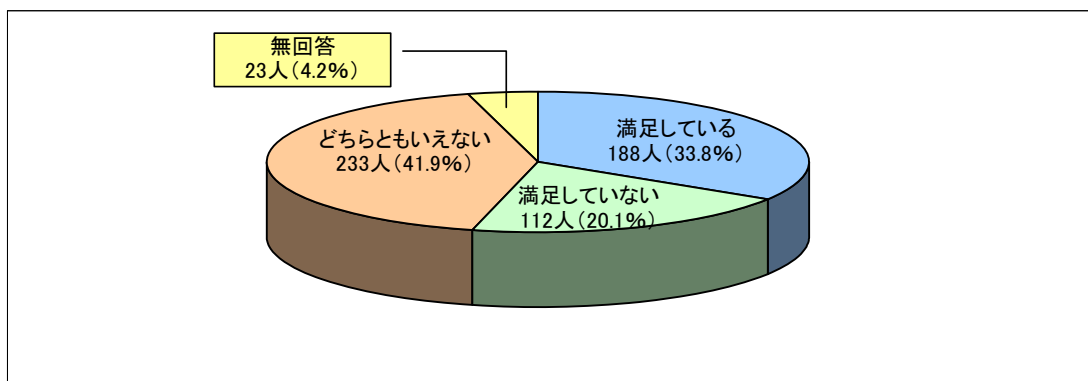
問2 バス停の時刻表の掲示がない、見えにくい、分かりづらいなど、バス停の時刻表の掲示で不便を感じたことがありますか。



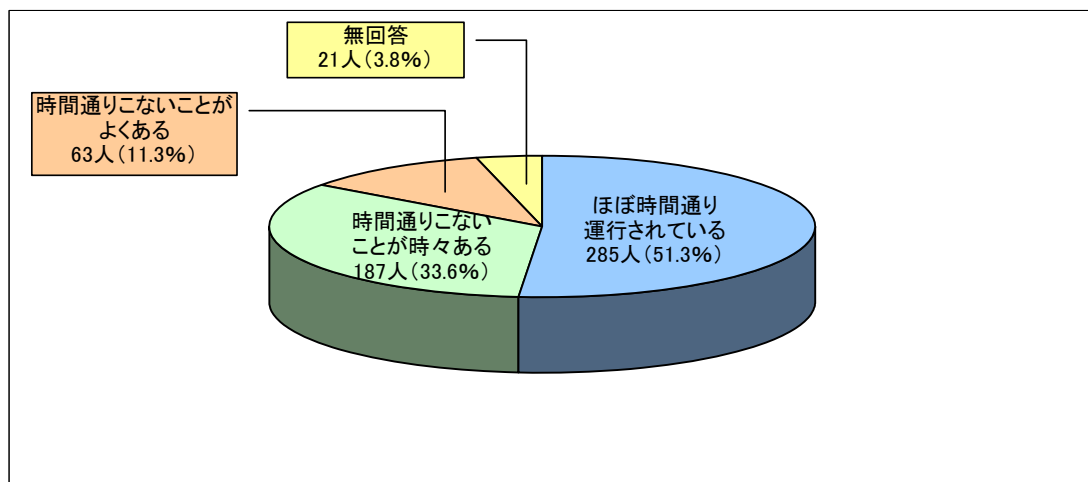
問3 バス停が狭い路側帯や交差点付近などに設置されており、危険だと感じたことはありますか。



問4 バリアフリー対策(低床バスの導入、低床バスの運行時刻の表示、バスターミナルの通路幅の確保、段差の解消、バス停の高さの確保、点字ブロックの設置等)の現状に満足していますか。



問5 バスが時刻表の時間どおり来なかったことはありますか。



問6 バスと他の交通機関を乗り継いで利用する場合、乗り継ぎが悪く、不便を感じることはありますか。

